

大阪市規則第23号

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（内部組織） 第1条 西淀川区役所に次の課を置く。 総務課 区政企画課 地域支援課 防災安全課 〔略〕 （事務分掌） 第3条 西淀川区役所の事務分掌は、次のとおりとする。 〔略〕 <u>区政企画課</u> 〔(1)～(3) 略〕 地域支援課 〔(1)～(3) 略〕 〔削る〕 〔削る〕	（内部組織） 第1条 〔同左〕 総務課 政策共創課 地域支援課 〔同左〕 （事務分掌） 第3条 〔同左〕 〔同左〕 <u>政策共創課</u> 〔(1)～(3) 同左〕 地域支援課 〔(1)～(3) 同左〕 <u>(4)</u> 地域の防犯対策及び安全対策に関すること <u>(5)</u> 空家等に関する対策に関すること（区長が定めるものに限る。）

[削る] [削る] <u>(4)</u> [略] [削る] <u>(5)</u> [略] <u>防災安全課</u> <u>(1) 地域の防犯対策及び安全対策に関する</u> <u>こと</u> <u>(2) 空家等に関する対策に関すること（区</u> <u>長が定めるものに限る。）</u> <u>(3) 防災及び災害救助に関すること</u> <u>(4) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給</u> <u>並びに災害援護資金の貸付けに関するこ</u> <u>と</u> <u>(5) 水難救護法による事務に関すること</u> [略] 別表（第4条関係） こども福祉担当課長 [略]	<u>(6)</u> 防災及び災害救助に関すること <u>(7)</u> 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付けに関するこ と <u>(8)</u> [同左] <u>(9)</u> 水難救護法による事務に関すること <u>(10)</u> [同左] [新設] [同左] 別表（第4条関係） 安全まちづくり担当課長 こども福祉担当課長 [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。